

市会ジャーナル 第243号

令和6年度 Vol.4

政策調査レポート



画像：支援啓発リーフレットより（横浜市健康福祉局ひきこもり支援課提供）

特集 中高年層のひきこもり支援

～誰ひとり取り残さない、「つながり」が生まれる社会を目指して～

ひきこもりとは
国の動向・施策
横浜市の取組
他都市の取組



発行：横浜市議会事務局 政策調査課
令和7年3月10日発行

市会ジャーナル 第 243 号 令和6年度 Vol.4
政策調査レポート

特集 中高年層のひきこもり支援

～誰ひとり取り残さない、「つながり」が生まれる社会を目指して～

はじめに	1
第1章 ひきこもりとは	2
1 ひきこもりとは	2
2 社会的孤立とひきこもり	2
3 ひきこもりの長期高年齢化～8050 問題～	4
第2章 国の動向・施策	5
1 ひきこもり支援施策に関するガイドライン	5
(1) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」発表	5
(2) 「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の 作成・発行	8
コラム 現行ガイドラインにおける「ひきこもり」の定義変更を求める声	9
2 ひきこもり支援推進事業	10
(1) ひきこもり支援推進事業とは	10
(2) ひきこもり地域支援センター	11
(3) ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業	12
(4) 2025(令和7)年度厚生労働省当初予算案について	13
3 関連法令	14
(1) 「生活困窮者自立支援法」	14
(2) 「孤独・孤立対策推進法」	14
コラム 官民連携プラットフォーム事業について	15
4 ひきこもりに関する調査研究等	16
(1) こども・若者の意識と生活に関する調査	16
(2) 「特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会」 による実態調査	16

第3章 横浜市の取組	17
1 2024(令和6)年度事業概要から見るひきこもり支援	17
コラム ひきこもり相談支援ダイヤル	18
2 「横浜市子ども・若者実態調査」及び「市民生活実態調査」	18
(1) 調査の目的・概要	18
(2) ひきこもり群の定義について	19
(3) 市民生活実態調査(40～64歳)におけるひきこもり群の出現率及び推計結果	20
(4) 調査結果で見えてきたこと	20
3 ひきこもり支援課の新設	22
(1) 中高年のひきこもり向け相談窓口の開設	22
(2) ひきこもり支援者の養成・後方支援	23
(3) 普及・啓発に向けた取組	23
コラム ひきこもりフェスティバル〈アート&ムービー〉	24
第4章 他都市の取組事例	25
1 岡山県総社市	25
(1) ひきこもり支援センター「ワンタッチ」の開設	25
(2) 居場所づくり「ほっとタッチ」、「ほっとタッチ ぽえむ」	25
(3) ひきこもり家族会「ほっとタッチの会」	26
(4) ひきこもりサポーター	26
コラム 全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじゃ	27
2 山口県宇部市	28
(1) NPO 法人「ふらっとコミュニティ」への事業委託	28
(2) 独自のひきこもり相談支援事業	28
(3) 居場所支援とサポーター活動	29
(4) 調査研究報告「ひきこもり当事者と家族を支援する地域支援者の課題」	30
3 福岡県北九州市	31
(1) ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」	31

(2) 「家族教室」の開催	32
(3) 「生活状況に関する実態調査(ひきこもり等実態調査)」の実施	33
4 宮城県仙台市	34
(1) ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」	34
(2) 情報誌「こもれび」の発行	34
(3) 「親なきあと生活設計相談事業」の実施	35
(4) 中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業 「おれんじ・すぺーす」の運営	35
(5) オンライン居場所事業「ここにいるよ。」-kokoiru- の開設	36

掲載している図や表が不鮮明な場合がありますので、参考・出典に記載のウェブサイト等も併せてご参照ください。

中高年層のひきこもり支援

～誰ひとり取り残さない、「つながり」が生まれる社会を目指して～

近年、ひきこもりの状態が長期化、高年齢化していることにより、ひきこもり状態にある当事者とその家族が抱える悩みも、親の介護や経済的な問題など、多様で複雑なものとなっています。

2023(令和5)年、第211回通常国会において、「孤独・孤立対策推進法」が成立しました(2024(令和6)年4月1日施行)。この法律は、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等について定めるものです。

この法に基づき、孤独・孤立対策推進本部は、2024(令和6)年6月11日に「孤独・孤立対策重点計画」を作成し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、重点計画に定める孤独・孤立対策を着実に推進していくとしています。

本市では、2022(令和4)年4月に健康福祉局にひきこもり支援課を新設し、こども青少年局青少年相談センターと連携を図りながら、若年層から中高年まで、ひきこもりに係る切れ目のない支援施策に取り組んでいます。

2022(令和4)年7月には、子ども・若者をはじめ、市民の生活状態及び困難を抱える若者等のニーズや課題を把握、分析し、今後の子ども・若者育成支援施策及びひきこもり支援施策等に反映するための資料として、「横浜市子ども・若者実態調査」及び「市民生活実態調査」を実施し、調査結果を2023(令和5)年1月に公表しました。

また、「第5期 横浜市地域福祉保健計画」では、80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支えるといったいわゆる「8050問題」や、ひきこもり状態にある人の家族への支援など、複数の分野にまたがる「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちについて、「日常的なつながりを通じた見守り」や「住民、支援機関、関係機関・団体が連携して支援する」といった身近な地域で支えあう仕組みづくりとして取り組むとしています。

一方で、各地方自治体においても、岡山県総社市の「ひきこもり当事者家族が利用対象となる情報交換・親睦・孤立防止などを目的とした家族会(ほっとタッチの会)」の発足や宮城県仙台市の「ひきこもり状態の方等向けのオンライン居場所(『ここにいるよ。』-kokoiru-)」の開設など、それぞれの地域特性に応じたひきこもり支援施策が進められています。

本ジャーナルでは、「中高年層のひきこもり支援」をテーマに、国の動向や横浜市及び他都市における取組事例をご紹介します。

1 ひきこもりとは

1 ひきこもりとは

厚生労働省は2010(平成22)年に「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(5ページ参照)を公表し、ひきこもりを以下のように定義しています。

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。

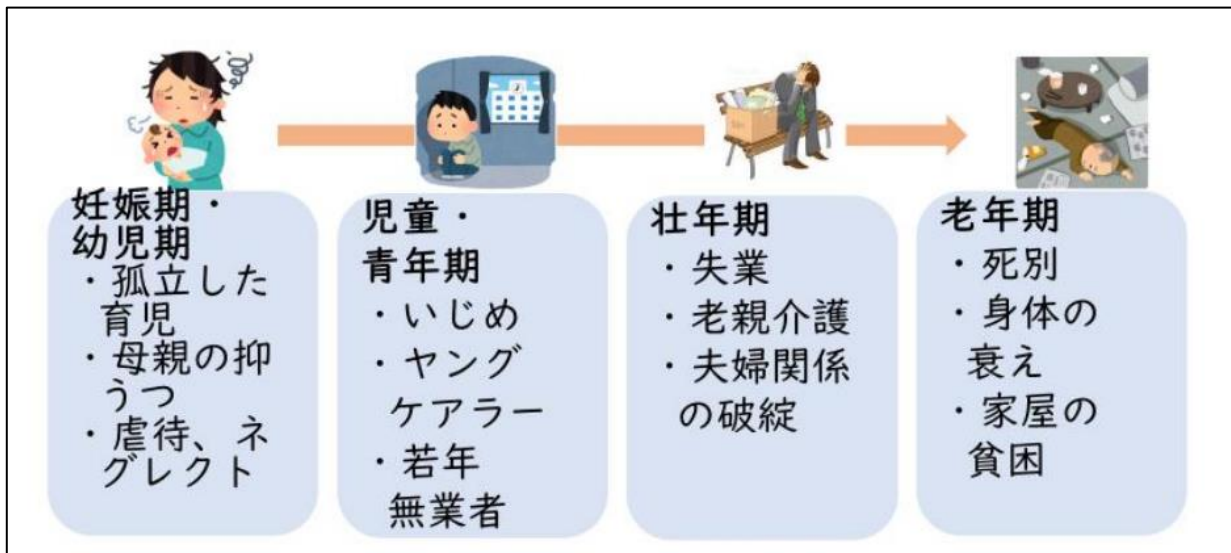
つまり、ひきこもりとは、外出ができるかどうかではなく、様々な要因の結果として、社会への参加が狭まり、就学や就労など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている社会的孤立した状態のことを指しています。

出典:厚生労働省 ひきこもり支援推進事業 6. 参考 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

2 社会的孤立とひきこもり

人生を通じた孤立のきっかけは、「孤立した育児」や「虐待」(幼年期)、「いじめ」や「ヤングケアラー」「無業」(児童・青年期)、「失業」や「(老親などの)介護」(壮年期)、「配偶者との死別」「家屋の貧困」(老年期)などに分類できます。早期の孤立が、のちの人生に影響を及ぼすことも指摘されています。

<図表1-1>ライフコースを通じた孤立の課題

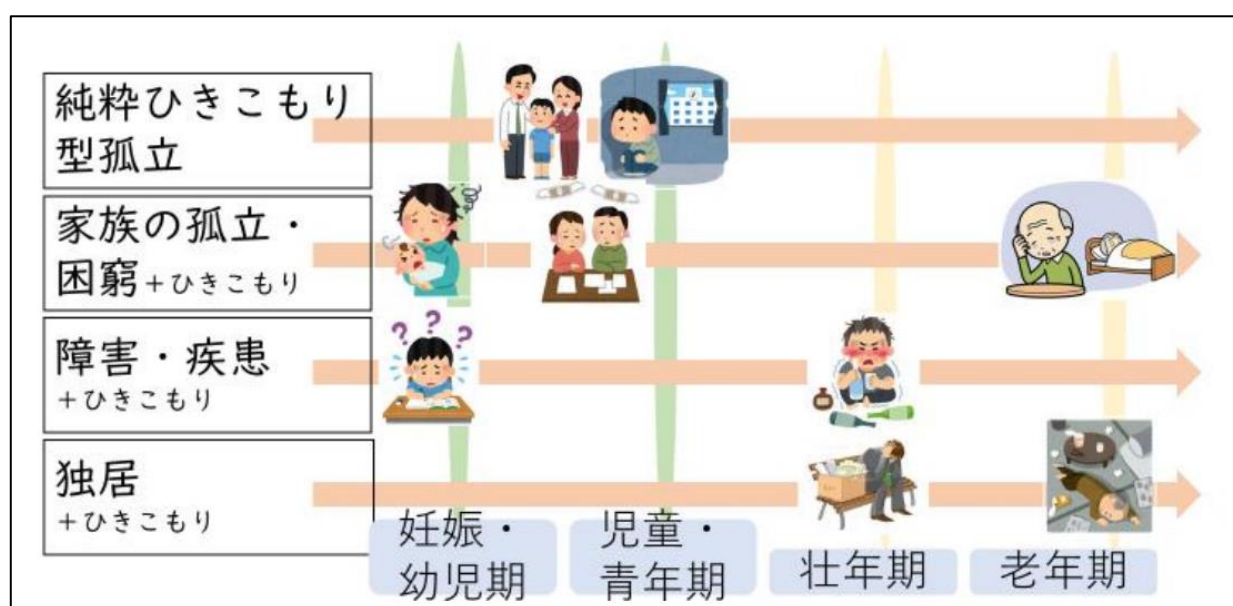


一般的にひきこもり状態の人は、「親元でひきこもる子ども・若者」としてイメージされることがあります。しかし、ひきこもり状態が抱える課題は、こうした「純粋なひきこもり型の孤立」だけではありません。

ひきこもり状態に重なる孤立や困窮の問題として、①家族全体の孤立や困窮、②見過ごされた疾患や障害、③(両親との死別を含む)独居などがあります。また、本人や家族にセルフ・ネグレクト(健康や生命の維持に必要な行動に関する自己放任)が伴うこともあります。これらが積み重なることで、孤立や困窮の深刻度は大きく変化します。

「ひきこもり」という言葉のみで対象者を理解するのではなく、家族全体の複合的課題を視野に入れ、本人や家族の孤立の防止、つながりの回復などをめざす支援が求められています。

<図表1-2>ひきこもりと重なる孤立・困窮



図表1-1~1-2

出典:厚生労働省 2021(令和3)年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修「ひきこもりの実態と社会的背景・要因の理解」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000930624.pdf>

3 ひきこもりの長期高年齢化～8050 問題～

ひきこもりの長期高年齢化は、親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘され、家族はその不安を訴えています。親が 80 代、子が 50 代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなどして、これまで見えづらかった「8050 問題」は各地で課題が確認されています。背景に、家族や本人の病気、親の介護、離職(リストラ)、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があります。親子共倒れの問題が発生するまで(事件化するまで)SOS の声を上げられない家族の孤立が地域に潜在化しています。

2015(平成 27)年に始まった生活困窮者の支援窓口では、高齢の親が経済的にひっ迫した状態で相談に訪れる例が共通に確認されています。

これらの困窮や孤立は、徐々に社会問題化しています。高齢の単独世帯などの陰に隠れて、一見したところ困窮の度合いは低いが、いったん経済問題や健康問題が生じれば一家全体が困窮に陥る世帯が多数隠れていると考えられます。

2018(平成 30)年度には、親が亡くなった家庭で同居していた子どもが誰にも連絡を取ることができないまま生活し、遺体遺棄に問われる事件も相次いで報道されました。

2040(令和 22)年頃までは、日本の高齢化が進展すると言われ、生涯未婚率も上昇が続くと予測されます。従来から指摘されてきた「ひきこもり」の長期化、高年齢化だけでなく、日本社会の人口構造や世帯構造の変化が「8050 問題」をもたらしています。社会的孤立への対応を図るために、その実態を多角的に把握する必要があると考えられます。

出典:厚生労働省

長期高年齢化する社会的孤立者(ひきこもり者)への対応と予防のための「ひきこもり地域支援体制を促進する家族支援」の在り方に関する研究～地域包括センターにおける「8050」事例への対応に関する調査～報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525388.pdf>

2 国の動向・施策

1 ひきこもり支援施策に関するガイドライン

(1) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」発表

2007(平成 19)年度から 2009(平成 21)年度に取り組まれた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究(主任研究者 齋藤万比古:国立国際医療研究センター国府台病院)」の研究成果として、2010(平成 22)年に「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」がまとめられました。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」のポイント

ア ひきこもりの定義

- ・「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上(9ページ参照)にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義(概ね従来通り)。
- ・なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべき」としている。身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関を、普段から住民向けに広く周知しておくこと。

イ ひきこもりの長期化を防ぐための視点

- ・当事者の来談・受診をできるだけ早く実現することが重要であり、支援機関には以下の視点が必要。
 - ① 身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関を、普段から住民向けに広く周知しておくこと。
 - ② 家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援を、タイミングよく開始すること。
 - ③ 家族がひきこもりの本人に来談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続すること。

ウ ひきこもりの評価

- ・適切な評価が行われるためには以下の要素が重要。
 - ① ひきこもりは相談、初期に得られた情報だけでは効果的な支援ができず、長期的な関与を続けながら情報を蓄積すること。
 - ② 適切な支援を計画するために精神障害の有無について(気分障害、統合失調症、発達障害など)判断すること。

エ ひきこもりに対する支援

- ・地域連携ネットワークを構築し、訪問支援(アウトリーチ型支援)も用いながら、支援段階にあわせて家族や当事者への支援を実施。

ひきこもりに対する支援の要点(ガイドラインからの抜粋)

○ひきこもり支援の多次元モデル

・ひきこもりの支援は、当事者とその周囲の状況の全体的な評価に基づいて組み立てられるべき。

第一の次元: 背景にある精神障害に特異的な支援

第二の次元: 家族を含むストレスの強い環境の修正や支援機関の掘り起こしなど
環境的条件の改善

第三の次元: ひきこもりが意味する思春期の自立過程の挫折に対する支援

○地域連携ネットワークによる支援

・ひきこもり支援は教育、保健、福祉、医療などの複数の専門機関による多面的な支援が必要。

○家族への支援

・当事者が単身で相談に来る場合はともかく、未成年の不登校・ひきこもり事例、家族につれられてやってくる成人のひきこもり事例、家族だけしか相談に来ない事例では、支援は第一段階である家族支援段階から開始し、順を追って当事者が中心の支援段階へと進んでいく。

・家族が支援者から共感され受容される体験を持つことは、家庭における当事者への家族の姿勢に好ましい影響を与えることにつながる。

○当事者への支援

・多くは家族のみの来談による家族支援から始まり、ある時点で来談型あるいはアウトリーチ型の当事者に対する支援が始まるという経過をたどる。

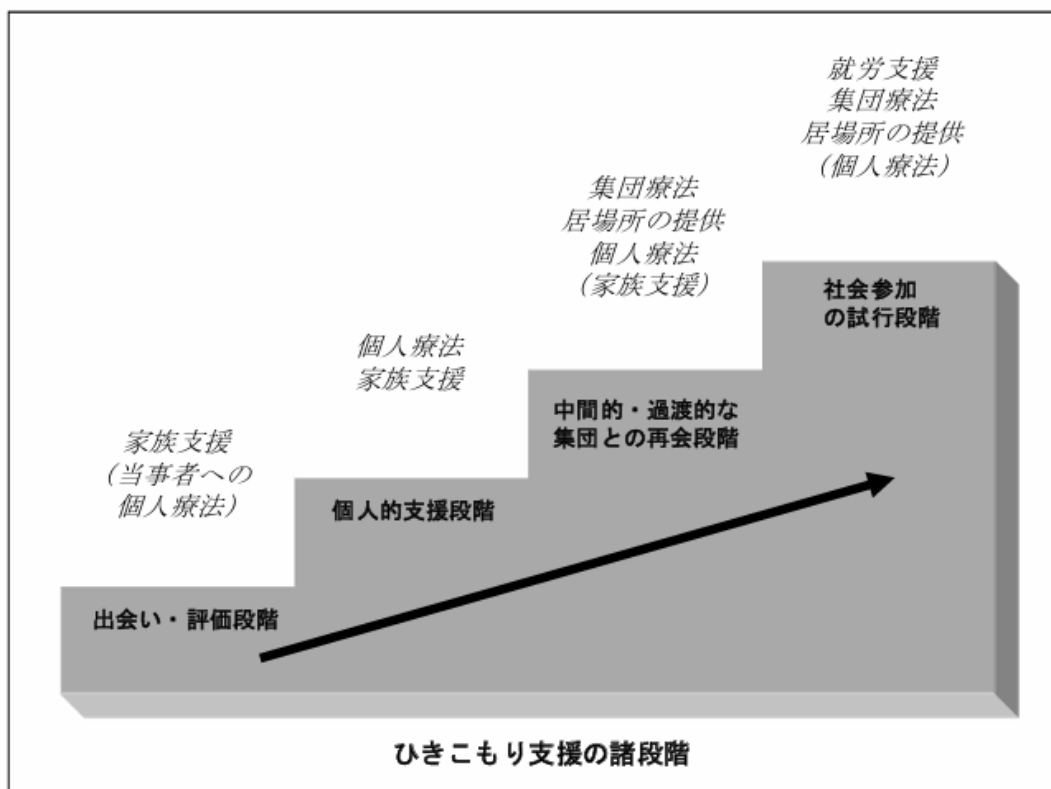
・当事者と支援者の直接的な面談が始まったら、まずは支持的で受容的な面談を開始すべき。

・個人療法的な面談では得られない同年代集団との活動を経験した当事者の中から、より明確に就労を目的とした集団活動を求める当事者が現われるので、就労支援機関につなげる。

・ひきこもりという現象それ自体が薬物療法の対象であるととらえるのではなく、背景に存在する精神障害の正確な診断に基づいて、重症度や有効性の評価を行ったうえで、薬物療法の開始を決定すべき。

○訪問支援:アウトリーチ型支援

- ・不登校やひきこもりの支援では、当事者が相談や治療場面に外向くことが難しい場合が多いこと、あるいは相談や受診に踏み切れない当事者に対する一歩踏み込んだ介入が必要な場合があることから、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法の一つとして期待される。
- ・訪問支援のタイミングを慎重に考慮し、訪問実施前の準備段階で、「①情報の収集と関係づくり、②達成目標の明確化、③家族や当事者への事前連絡、④適切な訪問のセッティング、⑤関係機関との情報交換」を検討すべき。
- ・当事者が訪問を拒否しており、家族を対象とした訪問を行っている場合でも、当事者は支援者に強い関心を持っているはずであり、当事者の存在を意識し、当事者の本当の気持ちを尊重する姿勢で臨む。
- ・訪問支援(アウトリーチ型支援)がめざすゴールは、精神科医療や社会活動への可能性を拡げるための社会資源につながること。



出典:厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(概要)」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000147786.pdf>

(2) 「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の作成・発行

現在、わが国では、ひきこもり状態にある方やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築が進められています。

一方、支援現場や関係者の指針とされているものとしては、2010(平成 22)年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」がありますが、これは、主に精神保健・医療・福祉・教育等の専門機関向けの内容となっています。策定から既に 10 年以上が経過する中、内閣府の調査の推計によれば中高年齢層のひきこもり状態にある方が若年層のひきこもり状態にある方の数を上回る結果となり、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化しました。また、ひきこもり相談の提供状況も大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針が必要な状況がありました。

これまでのひきこもり支援における経緯と支援上の課題を踏まえ、2025(令和7)年1月に「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」が公表されました。本ハンドブックは、ひきこもり支援の対象者と支援の視点・方法について、新たな考え方と支援の変化が必要であることに応える内容が広範に示されており、2023(令和5)年度及び2024(令和6)年度に厚生労働省が実施した調査研究事業の成果物となります。

＜図表2-1＞

**【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業
ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要**

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿

支援の対象者	目指す姿
<p>社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。 ※その状態にある期間は問わない。</p>	<p>ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。</p> <p>相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。</p>

ひきこもり支援における価値や倫理

価値や倫理

ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

求められる姿勢

「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

支援の留意点

「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

ひきこもり支援におけるポイント

支援のポイント

ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体で実践されている支援のポイントを網羅して掲載。

具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

事例で見る支援のポイント

支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。

具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

図表2-1

出典：【概要版】「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」 ※ 群馬県ホームページ内で公開

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/649958.pdf>

出典：「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」 ※ 群馬県ホームページ内で公開

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/649960.pdf>

出典：厚生労働省 2023(令和5)社会福祉推進事業 実施事業一覧

ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業「報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00023.html

コラム 現行ガイドラインにおける「ひきこもり」の定義変更を求める声

前述のとおり、厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「ひきこもり」を「社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」と定義しています。

一方で、「ひきこもり」状態の期間の長短などによって支援の対象外とされてしまう当事者や家族が少なからずいることを背景に、現行の「6か月以上」という期間の定めに対して、変更を求める動きもあります。

<2023(令和5)年7月3日産経ニュース「ひきこもりは半年間以上から? 『実態即さぬ』指摘で新指針策定へ」より引用>

“ひきこもり当事者や家族らで構成される「KHJ全国ひきこもり家族会連合会」の池上正樹副理事長は、「6カ月に達していないという理由で、相談に乗ってもらえないケースが確認されている」と指摘し、期間の撤廃を主張。診断群への分類も「医療機関への受診を望まない当事者も多い。『人』ではなく『病』を見る内容になっている」(池上氏)として、見直しを訴える。定義変更を巡っては今年6月、自民党の「ひきこもり支援推進議員連盟」が、支援の早期実施を目指し、「6カ月」の期間の短縮などを厚労相に提言した。背景には、ひきこもりを取り巻く情勢の深刻化がある。”

また、厚生労働省が 2025(令和7)年1月に発行した「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」では、「ひきこもり支援対象者の考え方」の中で、「その状態にある期間は問いません。」と明記しており、ひきこもり状態の継続期間を定めず、支援対象者を従来よりも広くとらえることで、支援の入口につながりやすくするという期待が込められています。

出典:産経ニュース(2023(令和5)年7月3日)

「ひきこもりは半年間以上から? 『実態即さぬ』指摘で新指針策定へ」

<https://www.sankei.com/article/20230703-CDH2WZMDFNIOVLA5ZGOV22M3Q4/>

出典:群馬県「群馬県ひきこもり支援センターのご案内」

<https://www.pref.gunma.jp/page/19855.html>

出典:「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」※ 群馬県ホームページ内で公開

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/649960.pdf>

2 ひきこもり支援推進事業

(1) ひきこもり支援推進事業とは

ひきこもり支援については、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進め、2018(平成30)年4月までに全ての都道府県及び指定都市(67自治体)に設置しています。

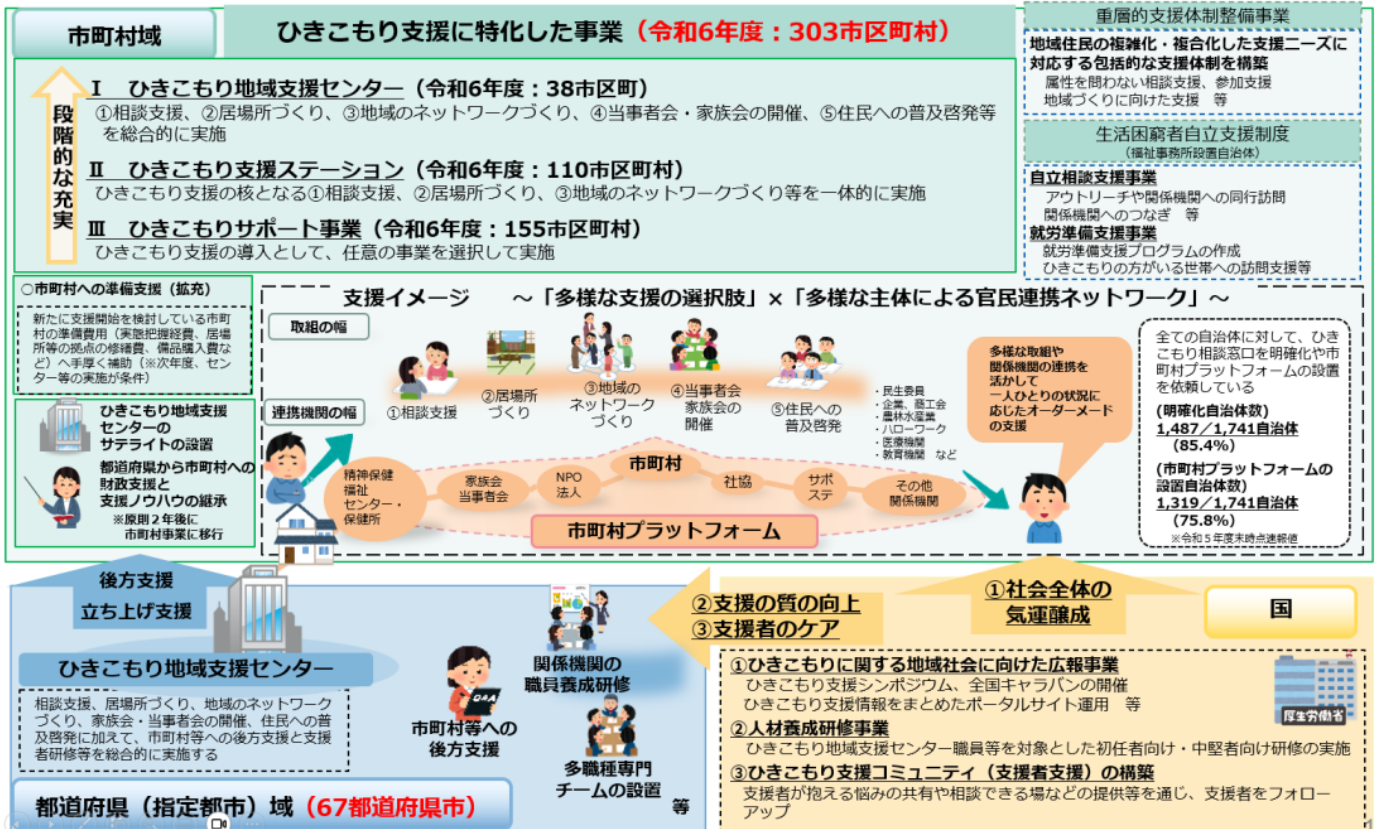
2022(令和4)年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を市町村に拡充しました(2024(令和6)年度 38自治体)。

そして、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」(2024(令和6)年度 110自治体)を開始しました。また、ひきこもり支援の導入として、8つのメニュー(相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくり、当事者会・家族会開催事業、住民向け講演会・研修会開催事業、サポーター派遣・養成事業、民間団体との連携事業、実態把握調査事業)から任意に選択し実施する「ひきこもりサポート事業」(2024(令和6)年度 155自治体)による取組も開始しました。

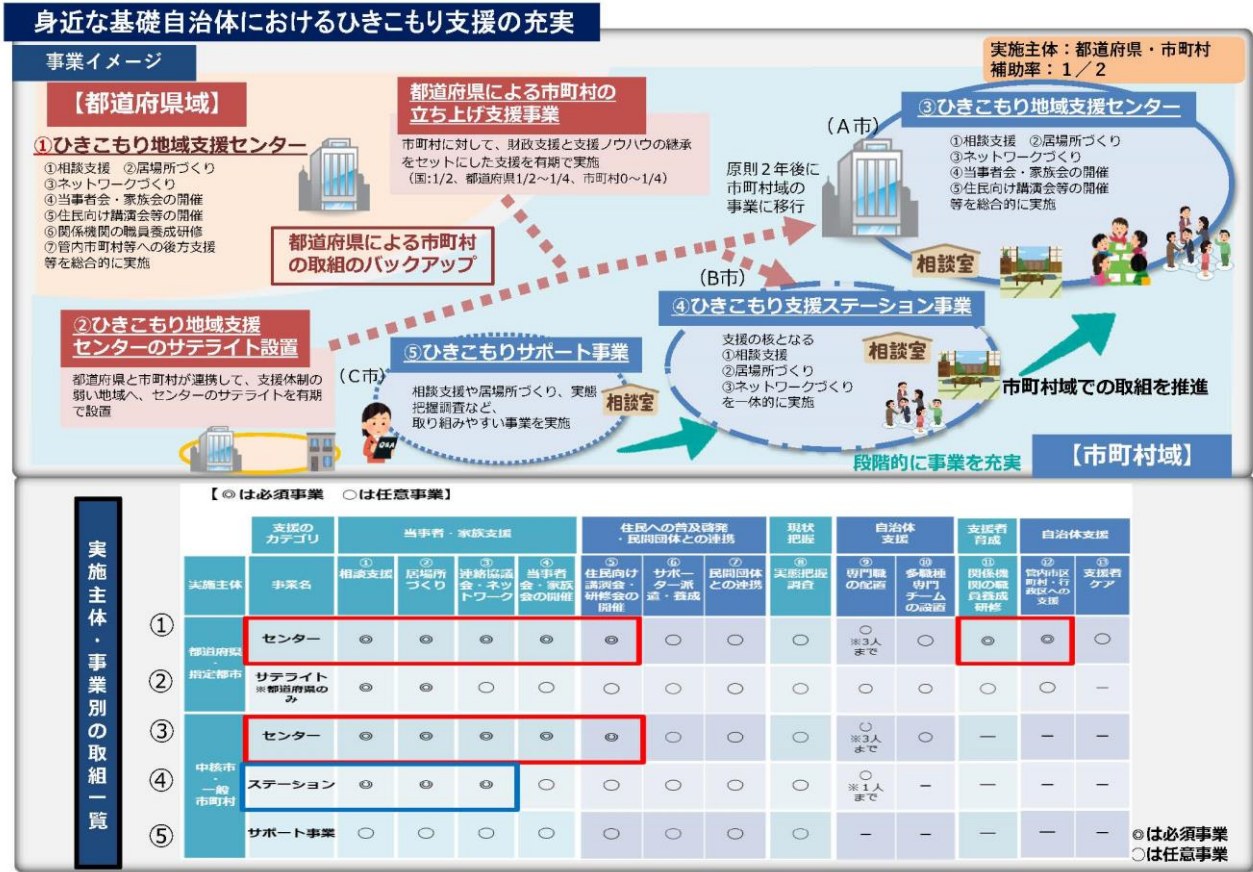
さらに、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、市町村と連携した、ひきこもり地域支援センターのサテライト設置と小規模市町村等に対して財政支援と支援手法の継承を行う事業も創設し、都道府県の圏域内どこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村のひきこもり支援体制の整備を促進していくこととしています。

<図表2-2> ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



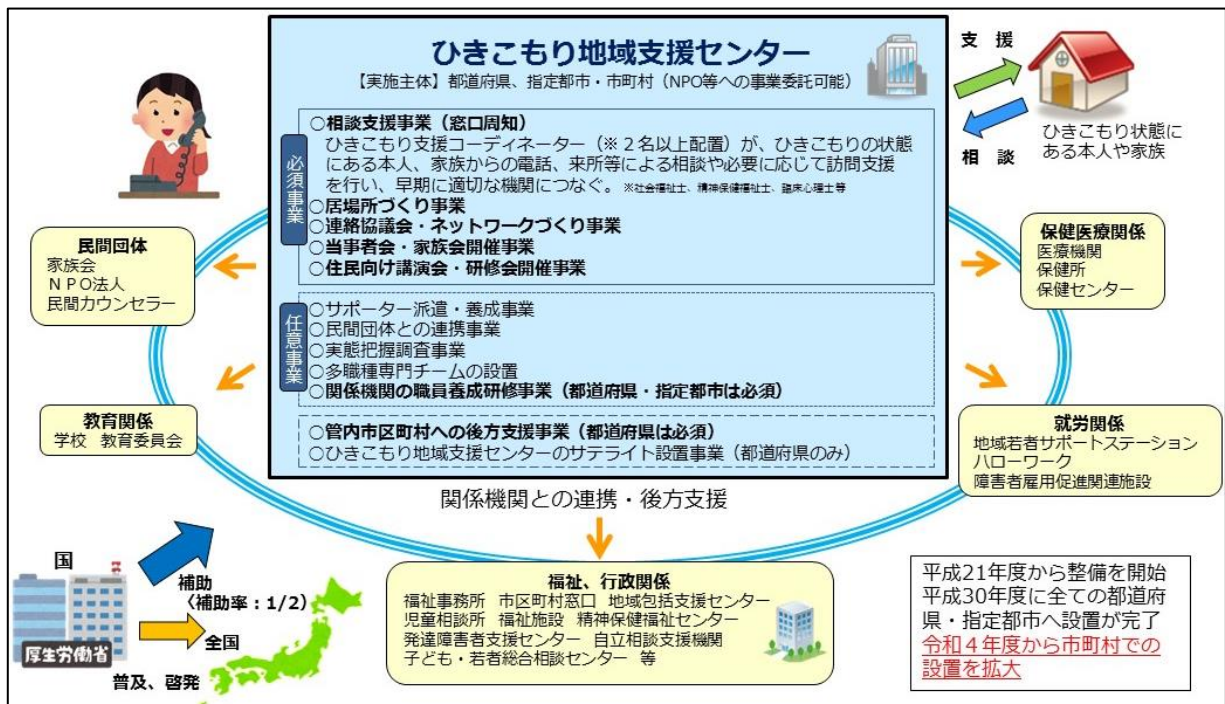
<図表2-3>



(2) ひきこもり地域支援センター

ひきこもり地域支援センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつけます。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援に係る情報の幅広い提供等、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担います。

<図表2-4> ひきこもり地域支援センター等設置運営事業(2009(平成 21)年度~)

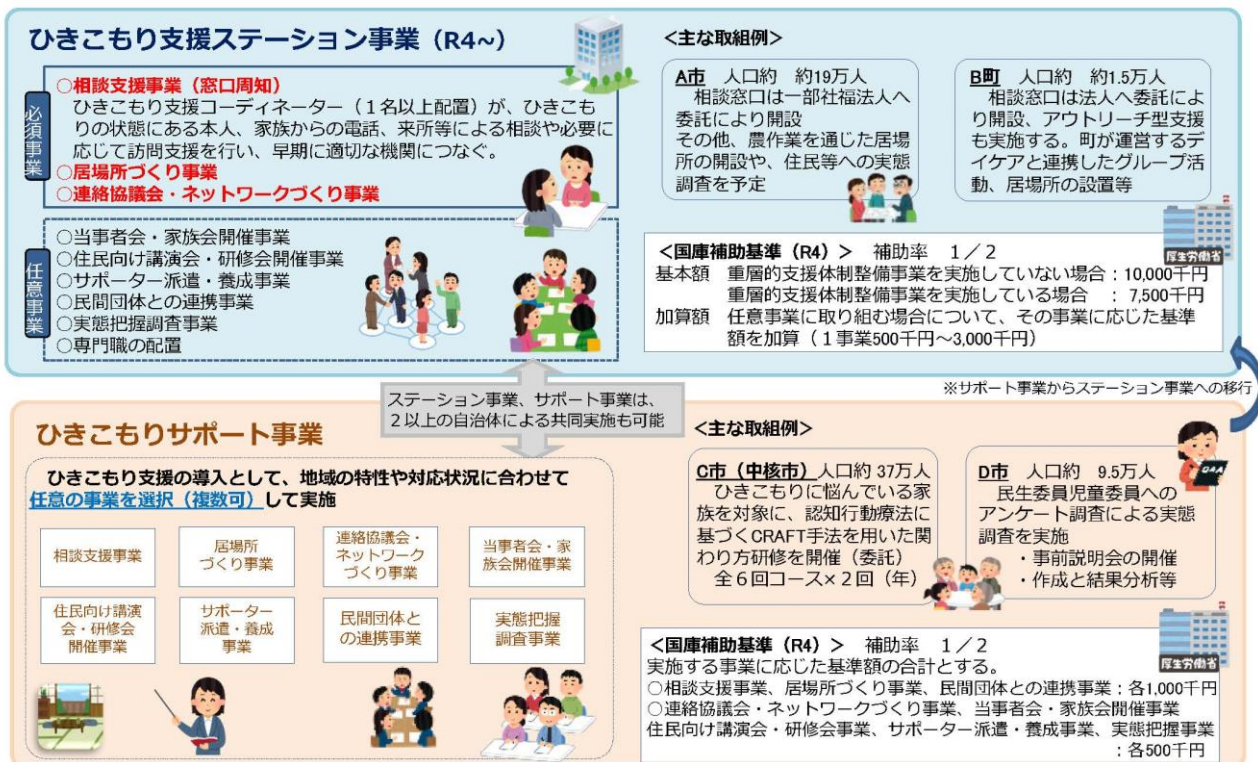


(3) ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

「ひきこもり支援ステーション事業」では、相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくりを必須事業としており、さらに各市町村の実情に応じた個別の任意事業を実施する事業です。

また、従来から実施していた「ひきこもりサポート事業」は、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて任意に事業を選択し、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣等を行います。

<図表2-5>



図表2-2~2-5

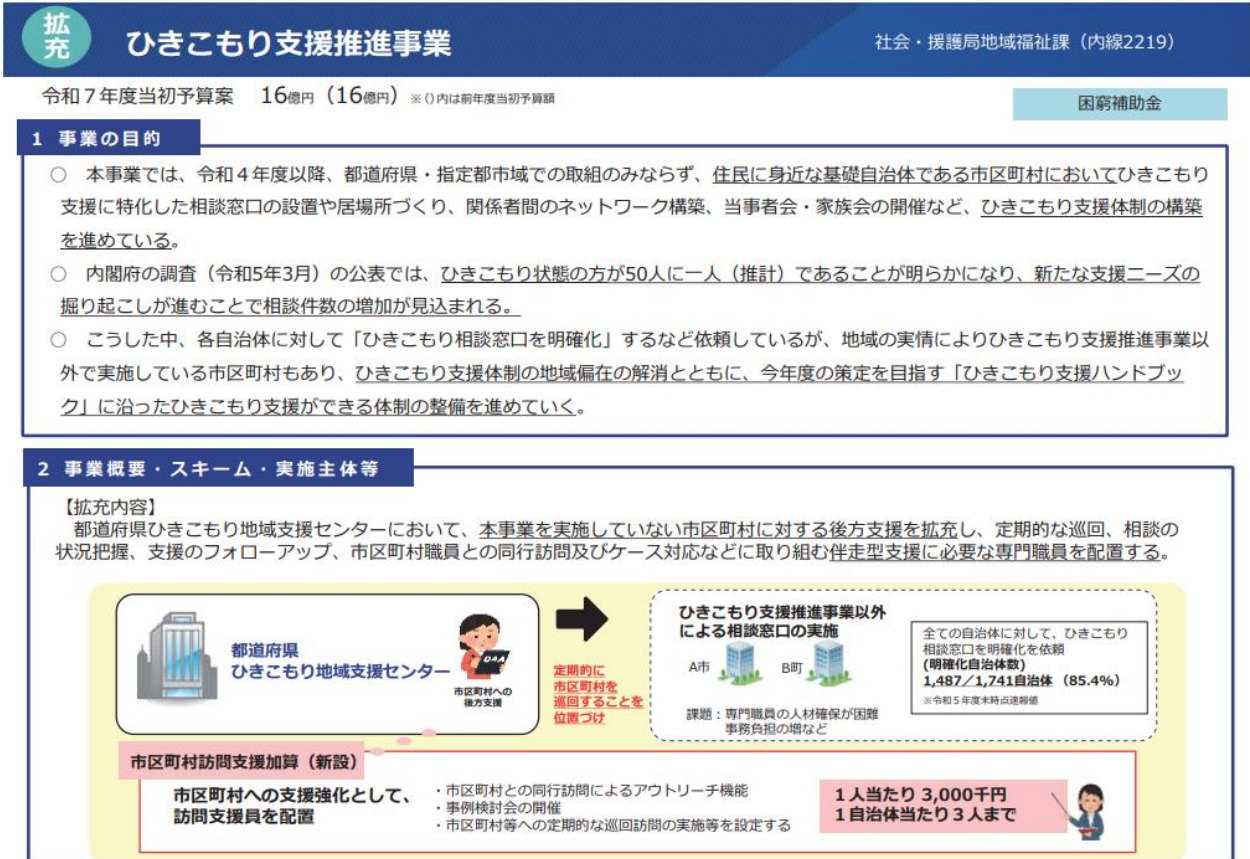
出典：厚生労働省 ひきこもり支援推進事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

(4) 2025(令和7)年度厚生労働省当初予算案について

2025(令和7)年度の当初予算案では、事業拡充内容として、「都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。」としています。

<図表2-6>ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進



図表2-6

出典：厚生労働省「2025(令和7)年度厚生労働省予算案の主要事項」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25syokanyosan/index.html>

3 関連法令

(1) 「生活困窮者自立支援法」

生活困窮者自立支援法は、生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013(平成25)年12月に成立し、2015(平成27)年4月から施行されました。

その後、2018(平成30)年に一部改正があり、生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化や定義規定が見直されました。生活困窮者の定義規定を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とし、この定義の中にはひきこもり状態にある方も含まれています。

さらに、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な住宅の確保や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図る目的として、一部改正がされ、2025(令和7)年4月1日に施行されます。

出典:社会福祉法人全国社会福祉協議会「生活困窮者自立支援制度への対応」

<https://www.shakyo.or.jp/bunya/chiiki/seikatsu/index.html>

出典:厚生労働省「生活困窮者自立支援法等の一部改正法関係(2024(令和6)年)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_141308_00004.html

出典:厚生労働省「生活困窮者自立支援制度」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

(2) 「孤独・孤立対策推進法」

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定めることとして、孤独・孤立対策推進法は、2023(令和5)年5月に成立し、2024(令和6)年4月から施行されました。

これにより、孤独・孤立対策推進法第8条第1項の規定に基づき、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画が策定されました。

重点計画は、孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めています。

出典:内閣府「孤独・孤立対策推進法 概要」

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(孤独・孤立対策重点計画)

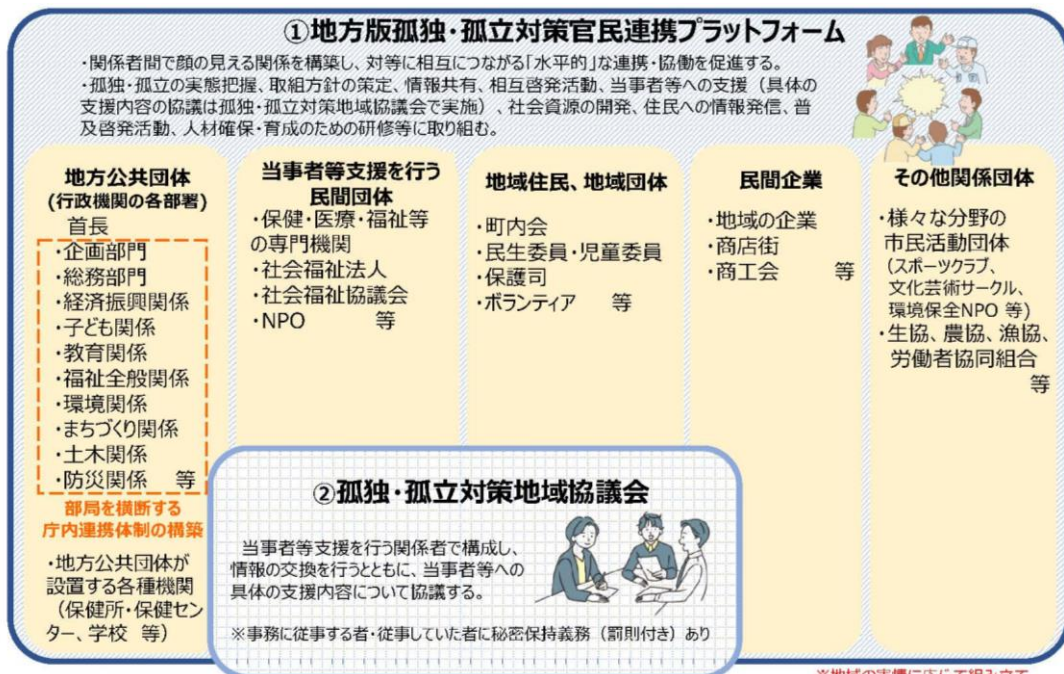
https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html

コラム 官民連携プラットフォーム事業について

孤独・孤立に関する多様な NPO 等支援組織間の連携及び官民連携を促進することにより、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が 2022(令和4)年2月に設置されました。このプラットフォームを通じ、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、先導的取組・学術研究等の情報共有、相互啓発活動等の取り組みを支援します。

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。



（団体）

実績年度	都道府県・ 政令指定都市	市区町村	合計
2022(令和4)年度	12	17	29
2023(令和5)年度	5	10	15
2024(令和6)年度	21	11	32

出典：内閣府「孤独・孤立対策(政府の取組)」

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi.html

出典：厚生労働省 第4回地域共生社会の在り方検討会議 資料10「孤独・孤立対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43966.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001309353.pdf>

4 ひきこもりに関する調査研究等

(1) こども・若者の意識と生活に関する調査

こども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体におけるこども・若者育成支援施策や家庭・学校・地域・職域等におけるこども・若者育成支援の改善・充実に資する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

2022(令和4)年実施の本調査では、全国に居住する10歳から69歳を対象として、10～14歳、15～39歳、40～69歳と世代を分けて行っています。また、「15歳～39歳対象調査」及び「40歳～69歳対象調査」では、社会的自立に至っているかどうかに着目して、ひきこもりに関する状況等についても回答内容を集計しています。

出典: 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)

内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査(2022(令和4)年度)」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/r04/pdf-index.html>

出典: 政府の統計窓口(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00100120&tstat=000001203620>

(2) 「特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会」による実態調査

「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」は、ひきこもりへの社会的理解と地域連携、官民連携を促進する活動や家族会の取り組みを支援、メディアを通じたひきこもりへの理解促進への発信をする活動を行っている団体です。活動の中で、2002(平成14)年から継続して実態アンケート調査を行っており、2023(令和5)年度の調査では、ひきこもり状態にある人の家族466人、ひきこもり経験者145人から回答を得ています。

<回答内容(抜粋)>

(1) 家族調査

平均年齢 35.6 歳(うち 40 歳以上が 37%) 一回目の平均ひきこもり年数 7.3 年

(2) 本人調査

平均年齢 42.7 歳(うち 40 歳以上が 64.1%) 一回目の平均ひきこもり年数 8.5 年

出典: 特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会

2023(令和5)年度 全国ひきこもり実態調査結果

<https://www.khj-h.com/news/investigation/9969/>

3 横浜市の取組

本市では、2009(平成 21)年に、こども青少年局青少年相談センターが国から「ひきこもり地域支援センター」としての認証を受け、ひきこもりに関する一時的な相談を、年齢を問わずに行っていました。2022(令和4)年4月には、中高年(40歳以上)のひきこもりへの支援体制をより充実させるため、健康福祉局に「ひきこもり支援課」を新設し、二つの課で「ひきこもり地域支援センター」としての機能を担う体制になりました。ひきこもり当事者への個別支援(相談事業、居場所づくり事業等)は、年齢に応じ、15～39歳は「青少年相談センター」、40歳以降は「ひきこもり支援課」が担っています。

本章では、横浜市のひきこもり支援の取り組みについて紹介します。

1 2024(令和6)年度事業概要から見るひきこもり支援

「2024(令和6)年度 健康福祉局 事業概要」の「Ⅰ基本目標」の中で、超高齢社会の進展、人口減少、地域のつながりが希薄化する中、「8050問題」や「孤独・孤立」など、福祉・健康分野の課題は多様化・複雑化し、分野を超えた包括的な対応が求められていることについて触れています。さらに、「Ⅱ目標達成に向けた施策」の中で、「全年齢を対象としたひきこもり相談専用ダイヤルや、中高年向けのひきこもり相談窓口において、当事者・家族支援の充実を図るとともに、情報発信・普及啓発に取り組みます。」としており、ひきこもり相談支援事業として、①当事者・家族支援、②支援者養成・後方支援、③情報発信・啓発の事業費を予算計上しています。

また、2024(令和6)年に策定された、「第5期横浜市地域福祉保健計画」(計画期間：2024(令和6)年度から2028(令和10)年度)においても、ひきこもり支援を、「身近な地域で支えあう仕組みづくり」の取り組みの一つとして位置付けています。

出典：横浜市「2024(令和6)年度 健康福祉局運営方針・事業概要」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/unei/r06unei.html>

コラム ひきこもり相談専用ダイヤル

横浜市健康福祉局ひきこもり支援課と横浜市青少年相談センターが共同で運営している、全年齢を対象とした相談専用ダイヤルです。

市内在住のひきこもり状態にある本人や家族等が利用することができます。相談者の気持ちや状況をお聞きし、困りごとに応じた「助言」や、地域にある社会資源の「情報提供」などを行っています。

どこに支援を求めればよいのかわからない、または支援機関に相談したいと思わないと考える当事者も多いため、少しでも相談のハードルがさがるように、秘密の厳守や匿名性を担保しながら、丁寧な相談対応を行っています。

出典:横浜市 ひきこもりの悩みをお話ししてみませんか？

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/kenko-ryo/kokoro/hikikomori/denwa.files/0003_20220520.pdf

2 「横浜市子ども・若者実態調査」及び「市民生活実態調査」

(1) 調査の目的・概要

横浜市では、子ども・若者をはじめ、市民の生活状態及び困難を抱える若者等のニーズや課題を把握、分析し、今後のひきこもり支援施策等に反映する基礎資料とするため、「横浜市子ども・若者実態調査」及び「市民生活実態調査」を実施しています。

「横浜市子ども・若者実態調査」(15歳～39歳対象)は、2012(平成24)年度以来3回目の調査となり、「市民生活実態調査」(40歳～64歳対象)は2017(平成29)年度以来2回目の調査となります。

今回は、中高年のひきこもり支援のテーマに沿い、「市民生活実態調査」の結果を中心に紹介します。

『市民生活実態調査 概要』

ア 調査の対象	横浜市内に居住する満40歳以上64歳以下の個人3,000人
イ 抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
ウ 調査方法	配付方法: 郵送、回答方法: 郵送又はWeb
エ 調査時期	配付日: 2022(令和4)年7月11日(月) 回答期限: 郵送回答 2022(令和4)年7月29日(金) Web回答 2022(令和4)年8月7日(日)
オ 有効回答数及び有効回答率	1,435件(47.8%) うち郵送回答757件、Web回答678件
カ 調査内容	回答者の基本情報、就労・生活状況、家族・他者関係、悩みごとや公的機関への相談に関する状況等

(2) ひきこもり群の定義について

市民生活実態調査では、2018(平成)30年度内閣府「生活状況に関する調査」の定義を基に、『ほとんど家から出ない状態が6か月以上継続し、かつ、身体的な病気・障害等をその理由としない者』と、ひきこもり群を定義しています。

詳細には、以下の条件に当てはまった方が該当します。

「Q11 あなたはふだんのくらい外出しますか。」で、次の5～8のいずれかを選択した者

5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のとときだけ外出する
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
7. 自室からは出るが、家からは出ない
8. 自室からはほとんど出ない

かつ

「Q11-1 あなたが現在の状態となってどのくらい経ちますか。」で、6か月以上と回答した者

であって、次の3類型(①～③)のいずれにも該当しない者。

①

「Q11-3 あなたが現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、

- ①「身体的な病気・障害(病名等:)」を選択した者
- ②「精神的な病気・障害(病名等:)」を選択し、病名等に統合失調症と回答した者

②

「Q11-3 あなたが現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、
「妊娠・出産・育児」または「介護・看護を担うことになった」を選択した者
「Q7 あなたの現在の就労・就学等の状況についてお答えください。」で、
「専業主婦・主夫」または「家事手伝い」を選択した者

または

「Q8 ふだん自宅にいるときに、よくしていることすべてに○をつけてください。」で、
「家事をする」、「育児をする」または「介護・看護をする」を選択した者

のいずれかで、かつ、

「Q11-2 最近6か月間に家族以外の人と会話をしましたか。」で、

「よく会話した」または「ときどき会話した」を選択した者

③

「Q11-3 あなたが現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、
「自宅で仕事をするようになった」を選択した者
「Q7 あなたの現在の就労・就学等の状況についてお答えください。」で、
「勤めている」または「自営業・フリーランス」または「その他の形態で働いている」を
選択した者

または

「Q8 ふだん自宅にいるときに、よくしていることすべてに○をつけてください。」で、
「仕事をする」を選択した者

※上記③の条件については、一律に除かず、その他の設問の回答状況も踏まえて判断した。

(3) 市民生活実態調査(40～64歳)におけるひきこもり群の出現率及び推計結果

市民生活実態調査の有効回答数 1,435 件のうち、ひきこもり群の定義に該当したのは 22 件でした。ひきこもり群の出現率は、1.53%であり、2022(令和4)年1月1日現在における横浜市の40～64歳推計人口は約 1,330,000 人であるため、市内の当該年齢層におけるひきこもり群の推計値は、約 20,000 人となります。

(4) 調査結果で見えてきたこと

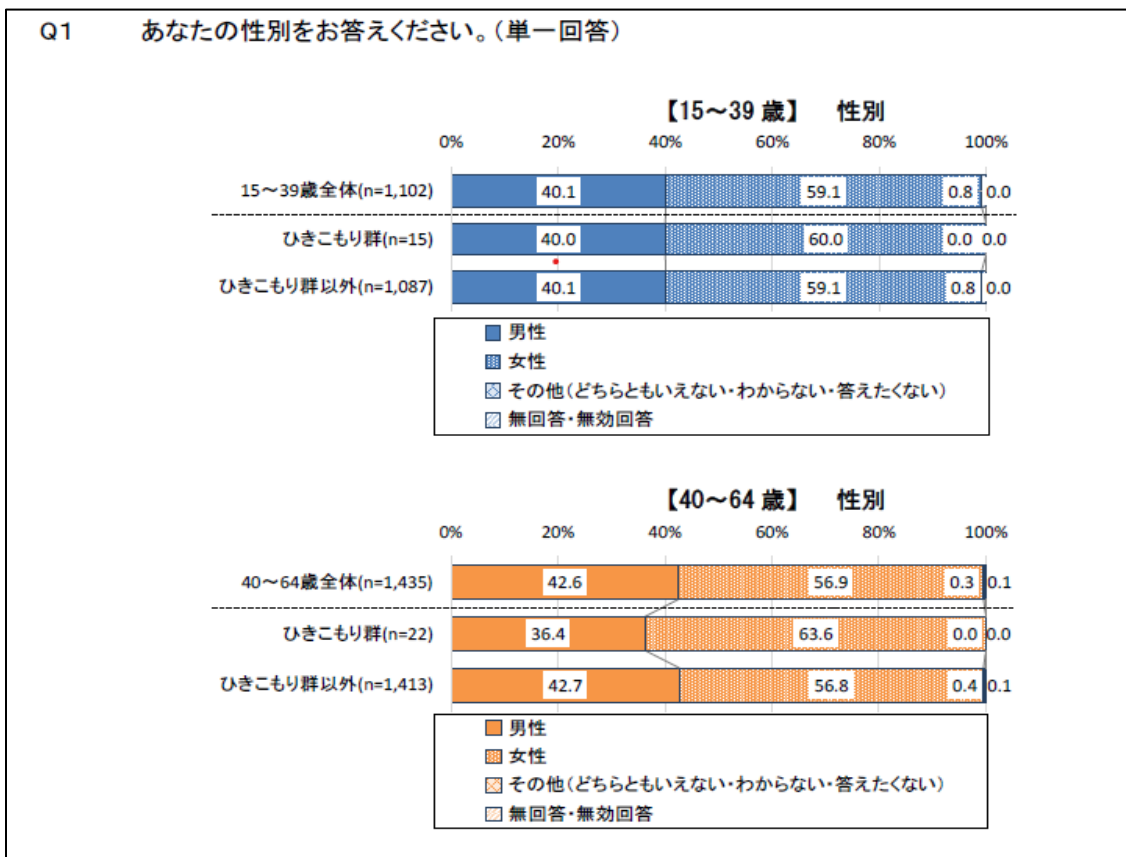
「横浜市子ども・若者実態調査」及び「市民生活実態調査」にて、見えてきた傾向等を、抜粋して紹介します。

※ 本調査結果では、15～39歳を「若年」、40～64歳を「中高年」と定義し、記載。

ア 性別

「横浜市子ども・若者実態調査」及び「市民生活実態調査」の回答者全体における、性別ごとに占める割合は「女性」が約6割、「男性」が約4割であり、その割合はひきこもり群においても同様です。【下記 図表参照】

<図表3-1>

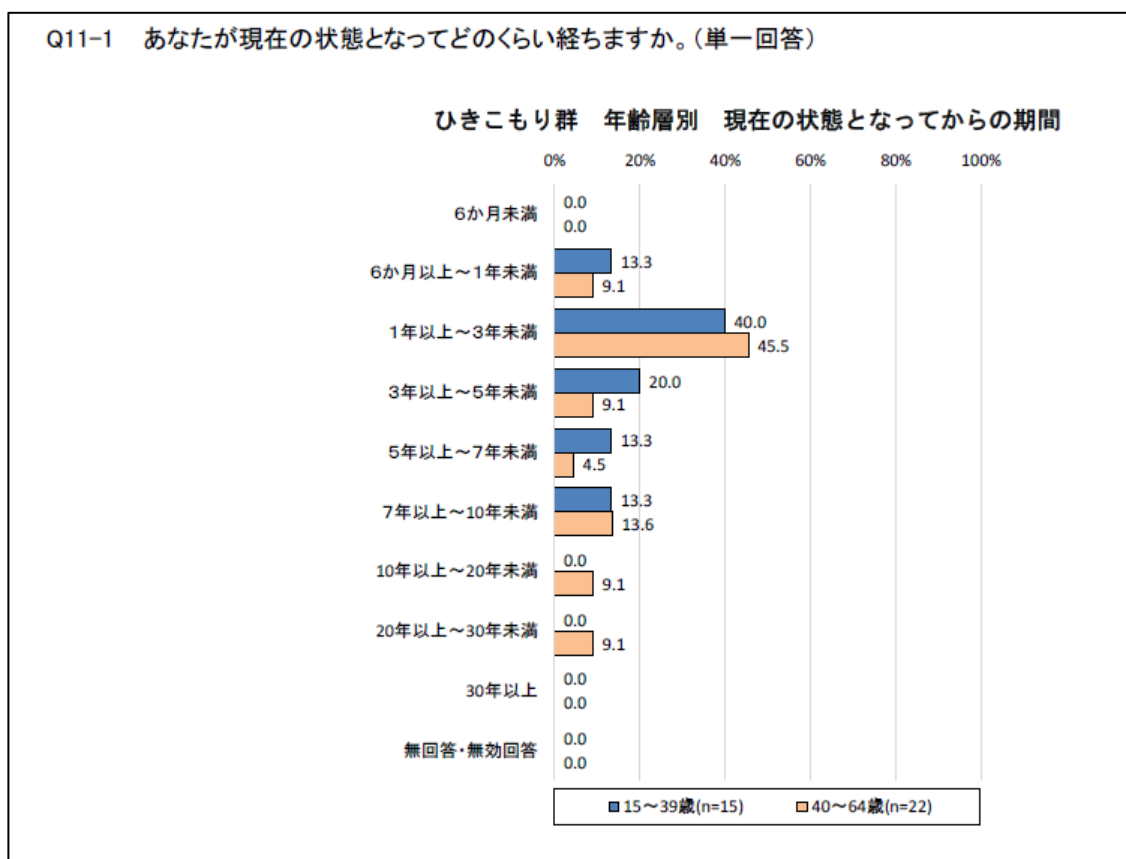


イ ひきこもり状態になってからの期間

ひきこもり状態になってからの期間は、「6か月以上～3年未満」が、若年、中高年ともに約5割。「3年以上～10年未満」は、若年で約5割、中高年で約3割。「10年以上」は、若年は該当者がおらず、中高年では約2割でした【下記 図表参照】。

また、ひきこもりの状態となったきっかけとしては、各年齢層に共通して「新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛」や「からだやこころの不調」、「気力が低下した」などがあげられていました。

<図表3-2>



ウ コミュニケーションの頻度

若年のひきこもり群の約9割、中高年のひきこもり群の9割以上が、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」または「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」と回答しており、「自室からは出るが、家からは出ない」または「自室からはほとんど出ない」との回答は少数でした。このことから、ひきこもり群においても外出の場面があることがわかります。

一方で、ひきこもり群では、非同居人と直接会って話す頻度を「年に数回以下」との回答が、若年で約3割、中高年で約7割おり、特に中高年のひきこもり群で、非同居人との対面でのコミュニケーション頻度が低いことがわかります。

図表3-1～3-2

出典：横浜市 「横浜市子ども・若者実態調査 市民生活実態調査 報告書」

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/ikusei/kyogikai/chousa2022.files/0003_20230118.pdf

3 ひきこもり支援課の新設

健康福祉局ひきこもり支援課の主な業務

- 1 当事者・家族支援
- 2 支援者養成、後方支援
- 3 情報発信・啓発

(1) 中高年のひきこもり向け相談窓口の開設

横浜市では、過去に実施されてきた「市民生活実態調査」結果から、中高年のひきこもり支援の必要性が認識されていきました。中高年のひきこもり状態にある方やその家族に対する支援策の充実のため、2022(令和4)年4月に、健康福祉局に「ひきこもり支援課」が新設されました。

ひきこもり支援課が設立されるまでは、こども青少年局青少年相談センターにて、ひきこもりに関する一時的な相談を、年齢を問わずに行ってききましたが、ひきこもり支援課の新設により、全ての年代の方に切れ目なく、寄り添った支援ができる体制が整いました。

ひきこもり支援課では、「ひきこもり相談窓口」を新たに開設し、中高年(40歳以降)のひきこもり状態にある当事者やその家族を対象とし、面談や電話による継続した支援を実施しています。

○「ひきこもり相談窓口」相談実績:新規相談件数 855件(令和5年度)

また、地域の支援機関への同行支援や必要に応じた家庭訪問なども行っています。匿名で利用することも可能です。

《支援のながれ》

新規相談の受付

- ① ひきこもり相談専用ダイヤルへの電話相談
- ② ウェブ予約の上での来所相談

電話相談員および社会福祉職により、傾聴、助言、情報提供を実施

継続した相談支援

社会福祉職により、継続した面談、訪問、関係機関との調整などを実施

【継続相談となる主な例】

- 継続した相談を希望された方
- 本人からの相談で、最初の一步を踏み出したような方
- 他機関に丁寧に引き継いでいく必要があると思われる方
- まずは課題を一緒に整理した方がよいと思われる方

(2) ひきこもり支援者の養成・後方支援

ア 研修

当事者や家族の個別支援だけでなく、ひきこもり支援に対する共通理解を促進し、支援者のひきこもり支援スキル向上のため、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等の支援機関向けの研修を実施しています。

2024(令和6)年度の研修は動画で配信されており、本市ホームページにて申込みを受け付けています。

<2024(令和6)年度研修テーマ>

「ひきこもりの基礎的理解／ひきこもり相談への対応と支援」

「中高年層のひきこもり／8050 問題」

イ 支援者の支援(後方支援)

ひきこもり支援について検討・協議を行う連絡協議会の開催を通じたネットワークの構築や、地域の関係機関に対するコンサルテーションを実施しています。

◆支援者からの相談事例

～複合的な課題を抱えている世帯の事例～

<支援者の困りごと>

ひきこもっている本人のほかにも、経済、介護、健康、生活環境など様々な課題を抱えており、支援者としてどのように整理をしていけばいいのか困っている。

<ひきこもり支援課による後方支援>

電話にて相談を受けた後、カンファレンスの場へひきこもり支援課社会福祉職が出席。世帯の情報整理を行い、足りない情報や確認していくことを一緒に検討。

また、ひきこもり支援経験が豊富な外部の社会福祉専門職(多職種専門チーム)にも本人のアセスメントについて助言を受け、本人をアセスメントしながら、周辺環境(家族)や課題の整理、支援のプライオリティを検討。

(3) 普及・啓発に向けた取組

本市では、身近な相談先として、区役所や地域ケアプラザ、民生委員などがあります。しかし、ひきこもりの当事者は、周囲からどう思われているか気になるなど、相談しづらいケースも多くあります。

ひきこもりは誰にでも起こりうることで、特別なことではないことを、多くの人に知ってもらうため、ホームページでの情報発信やパンフレットの作成、啓発動画の作成・発信等に取り組んでいます。

また、各区の生活支援課生活困窮者支援担当や社会福祉協議会が中心となり、「カンパニユラの夢」という DVD を活用し、民生委員・児童委員や地区社協の方などを対象とした上映会を行っています。

<図表3-3>啓発動画「ひきこもりの悩みをお話してみませんか？」



図表3-3

出典: 横浜市「ひきこもりの悩みをお話してみませんか？」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/kenko-iryō/kokoro/hikikomori/denwa.html>

https://www.youtube.com/watch?v=pFAPqt_uXmc&t=2s

※ 啓発動画は、広告として横浜市営地下鉄や市内のバスなどで放映予定

コラム ひきこもりフェスティバル〈アート&ムービー〉

「ひきこもり」をテーマにしたアート作品の展示や、映像作品の上映が横浜市庁舎で開催されました。

参加者は作品の観覧を通じて、当事者の様々な思いに触れ、「ひきこもり」について考える一つのきっかけとなり、偏見や誤解を解く機会の提供の場となりました。

【期間】

2025(令和7)年1月10日～15日開催

【内容】

- ・ ひきこもりをテーマにした映像作品の上映
- ・ 現代美術家によるアート作品展示
- ・ 青少年相談センター及び地域ユースプラザによる作品展示
(入場無料・観覧自由)



4 他都市の取組事例

各地方自治体では、それぞれの地域特性に応じたひきこもり支援施策が進められています。本章では、様々な取組事例がある中で、施策の一部をご紹介します。
※対象を中高年層に限った施策以外も掲載しております。

1 そうじゃ 岡山県総社市

(1) ひきこもり支援センター「ワンタッチ」の開設

総社市は、ひきこもりを地域社会の課題とし、2015(平成 27)年に生活困窮者への支援の一環で「ひきこもり支援等検討委員会」が立ち上がったことから、ひきこもり支援施策をスタートさせました。

総社市では、ひきこもりの定義を独自に定め、「義務教育終了後であって、おおむね6か月以上、社会から孤立している状態」としています。定義の設定にあたり、地域に暮らすすべての住民を支えるという地域福祉の観点から、支援対象の制限をつくらないことで、社会的排除を生まない仕組みとすることとしました。

2015年(平成 27)年度から2016(平成 28)年度にかけて実態調査(民生委員・児童委員及び福祉委員を対象とした地区懇談会の開催による調査)を実施した結果、ひきこもり状態の207人のケースが把握されました。その後、2017(平成 29)年に、ひきこもり支援センター「ワンタッチ」を開設しました。

支援事業の委託先である総社市社会福祉協議会では、ひきこもり支援センターのほか、生活困窮者支援センターや障がい者基幹相談支援センターなど、横断的な総合相談支援体制(精神保健福祉士による応援等)を構築しており、相談支援、居場所づくり、サポーター養成、社会参加・就労支援などを一体的に実施しています。

出典: 社会福祉法人総社市社会福祉協議会 「ひきこもりのこと」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/hikikomori.html>

(2) 居場所づくり「ほっとタッチ」、「ほっとタッチ ぼえむ」

家族以外の第三者とのつながりがほしいと思っている方や仲間づくりをしたい方たちのために、ほっと安心して過ごせる居場所をつくることを目指し、2018(平成 30)年に常設の居場所として「ほっとタッチ」を設置しています。また、2021(令和3)年には、2か所目となる「ほっとタッチ ぼえむ」が開設されました。

本人に対する相談活動のほか、ボランティアを通じての社会参加促進、生活上の困りごとの支援活動、市が養成したひきこもりサポーターを通じての地域ネットワーク活動、家族会の運営などが行われています。具体的には、スポーツ活動、農作業体験、料理体験、リラックスする体験活動、絵画活動、ゲームによる交流、対話交流などを実施しています。

出典: 社会福祉法人総社市社会福祉協議会 「ほっとタッチ」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/pdf/20190807-ibasho.pdf>
出典: 社会福祉法人総社市社会福祉協議会 「ほっとタッチ ぼえむ」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/pdf/20211001-ibasho.pdf>

<「ほっとタッチ」の様子>



<「ほっとタッチ ぽえむ」の様子>



出典：社会福祉法人総社市社会福祉協議会「ひきこもりのこと」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/hikikomori.html>

(3) ひきこもり家族会「ほっとタッチの会」

ひきこもり当事者が家族にいる人たちを対象に、ひきこもりについての知識や理解を深めながら、家族間で交流を図り、ひきこもり家族の孤立を防ぐことやリフレッシュを目的とした当事者組織として、「ほっとタッチの会」が設置されています。同じ境遇にある家族が話し合える場が欲しい、という声は何人かの家族から上がり、発足しました。

月に1回程度開催されており、主な活動内容は、会員相互の情報交換や親睦、サービス等の情報交換、勉強会や研修会などです。

出典：社会福祉法人総社市社会福祉協議会「ほっとタッチの会」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/pdf/202406-kazokukai-sch.pdf>

(4) ひきこもりサポーター

ア 養成講座

ひきこもりに対する理解、ひきこもりの方やその家族の支え手、居場所づくり等のサポーターを養成することを目的として、毎年開催されています。

ひきこもり支援に興味があり、地域での見守りなどを継続的に活動できる市民が対象で、講座は全3回のプログラムからなり、講義のほか、グループワークも行われています。

NPO 法人代表、大学教授(精神科医)、教育委員会、保健所等の職員が講師を務め、多様な方々(本人・家族・民生委員・福祉委員・ボランティア・大学生など)が参加しています。

イ 定例ミーティング、フォローアップ研修

ひきこもりサポーターは定期的にサポーター同士で集まり、活動内容の話し合いや、レクリエーションに使える場の見学などの定例ミーティングを実施しています。

また、フォローアップ研修も実施されており、サポーターとして継続的に活動できるような取り組みが行われています。

出典: 社会福祉法人総社市社会福祉協議会 「ひきこもりのこと」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/hikikomori.html>

コラム 全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじゃ

総社市は、2019(令和元)年に「全国ひきこもり支援基礎自治体サミット」を開催しました。

5市長(岡山県総社市、群馬県安中市、愛知県豊明市、滋賀県守山市、山口県宇部市)によるサミット宣言や大学教授による基調講演の他、当事者団体、家族団体、企業等各方面の関係者による議論が行われました。

【主催】総社市、総社市社会福祉協議会、総社市ひきこもり支援等検討委員会



出典: 厚生労働省 市町村セミナー資料「総社市ひきこもり支援センター「ワンタッチ」の取り組み」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000551832.pdf>

2 山口県宇部市

(1) NPO 法人「ふらっとコミュニティ」への事業委託

宇部市では、従来から行政関係部署(基幹相談支援センター含む。)、障害者相談支援事業所などが連携して、ひきこもりの相談支援に当たっていましたが、より専門性の高い相談機関として、2015(平成27)年度からNPO法人「ふらっとコミュニティ」にひきこもり相談支援充実事業を委託し、支援体制の充実に取り組んでいます。

同法人は、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻の山根俊恵教授が主宰しており、法人がサポートする居場所を拠点に家族会の実施や、精神保健福祉センター、保健所と地域支援ネットワークをつくり、個別相談や家族心理教育、アウトリーチ、居場所支援、就労支援などを行っています。

ここでの支援対象者は、ひきこもり家族のみに限っていません。「8050問題」などの複合的な孤立では、家族が相談に来られないことも多いため、ケアマネージャーなどの支援者からの相談も受け付けているのが特徴です。

<「ふらっとコミュニティ」の様子>



(2) 独自のひきこもり相談支援事業

支援にあたっては、当事者だけでなく、家族支援を重視した独自の支援事業が行われています。精神保健福祉士、看護師等が相談に対応し、定例相談会のほか、「家族心理教育プログラム」が実施されています。

このプログラムでは、当事者の家族へのアプローチとして相談面接後、家族心理教育の基礎編(6回のプログラム)、家族心理教育実践編(月1回)の受講が求められています。実践編では、平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会など、家族のニーズに合わせたグループでの相談会が開催されています。

法人を主宰する山根教授によると、以前から家族会に5年間在籍し、親子関係に全く変化がなかった当時10代後半から40代までのひきこもり当事者のいる家族8人に、独自に開発した同プログラムで3年間対応した結果、全事例で部屋にこもりがちだった本人が外出できるようになり、ほとんど話せなかった親子の間でも日常会話ができるようになりました。

これらの結果から、これまで課題とされてきた、ひきこもり支援の諸段階^{※1}における第1段階(家族支援)にとどまることなく、第2段階(個別支援)から、第3段階(集団支援)、第4段階(社会参加支援)へと移行させていき、支援事業を進めています。

また、ひきこもりの支援者の育成にも取り組んでおり、年に2回「SDS^{※2}支援者養成講座」を実施しています。

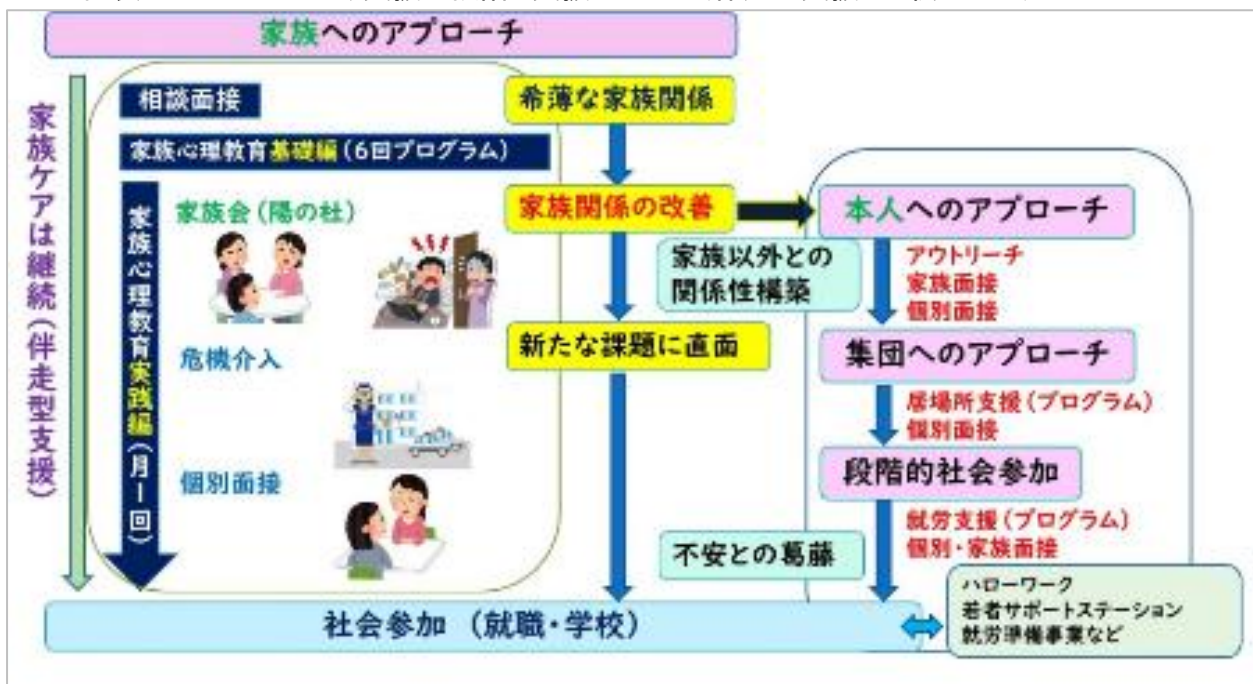
※1 ひきこもり支援の諸段階

7ページ参照

※2 SDS (Social Distancing Syndrome)

社会距離症候群のこと。様々な要因によって、社会や人と一時的に距離を取った結果、徐々に社会とのつながりがなくなり、家族以外の人、または家族とのコミュニケーションの機会が減ってしまった現象概念であるとして、「ひきこもり」に代わる用語として山根教授が提唱された名称。

＜図表4-1＞ひきこもり支援の段階と支援システム(伴走型支援 山根モデル)



図表4-1

出典:山口大学医学部「SDS支援システム開発講座」

<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/med/chair/sds/>

(3) 居場所支援とサポーター活動

ア 居場所支援

ビルのワンフロアで月～土曜日に開設され、予約なしで誰でも参加することができます。自由に娯楽(PC、将棋、テレビなど)を楽しんだり、お茶会などの交流も行われています。現在、同NPO法人が運営する居場所は、宇部市を含め山口県内で3か所設置されています。

イ サポーター活動

法人内に窓口を設置し、県の研修を受講した専門職(精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師等)が相談支援を行います。元当事者やその家族も経験や知識を活かした支援(ピアサポート)を実施しています。

(4) 調査研究報告「ひきこもり当事者と家族を支援する地域支援者の課題」

宇部市と山口大学医学部との社会連携講座「SDS 支援システム開発講座」では、2023(令和5)年度に、調査研究報告「ひきこもり当事者と家族を支援する地域支援者の課題」を発行しました。

この報告では、2022(令和4)年度に宇部市内のひきこもり支援機関関係者を対象に実態調査を行った結果と考察を掲載し、今後必要と考えられる啓発や支援者の育成・支援について述べられています。

出典:山口大学医学部 SDS 支援システム開発講座
調査研究報告「ひきこもり当事者と家族を支援する地域支援者の課題
宇部市ひきこもり支援システムの構築に向けて」
<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/med/chair/sds/hikikomori2023-1.pdf>



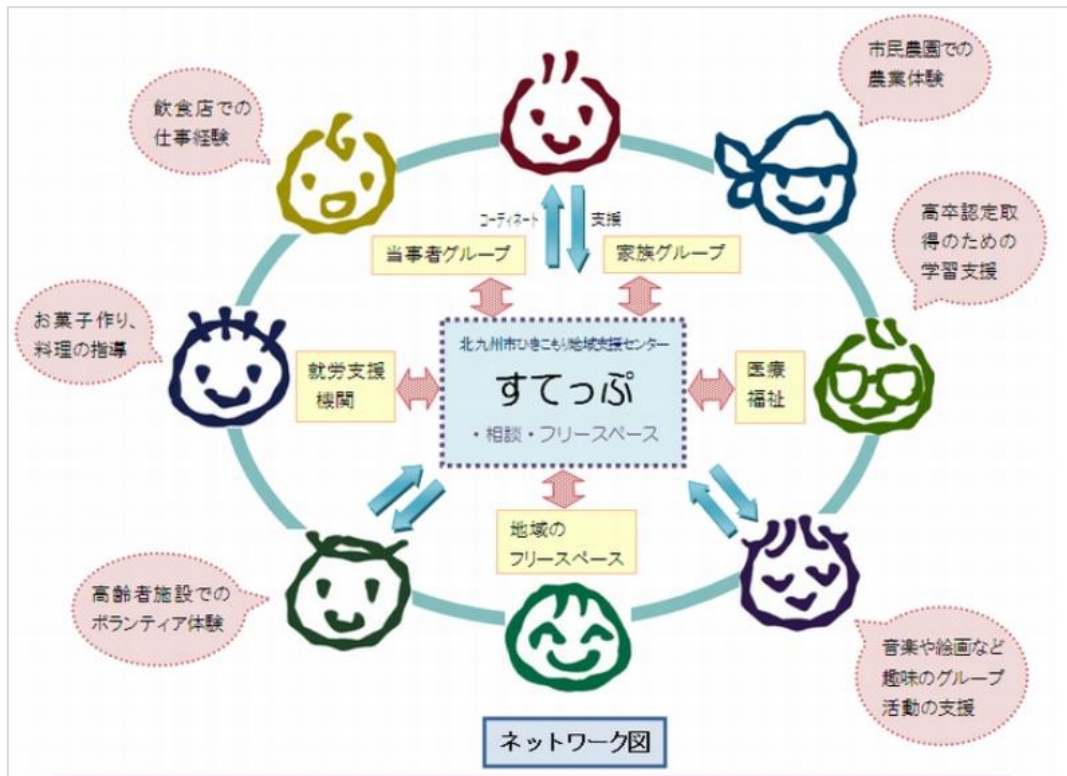
3 福岡県北九州市

(1) ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」

北九州市では、市立精神保健福祉センターが2002(平成14)年度から、「こころの健康づくり事業」の一環として、ひきこもりへの取り組みを開始しました。2009(平成21)年度には、ひきこもり状態にある人々やその家族を支援するため、ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」をNPO法人に委託、設置し、ひきこもり相談支援コーディネーターによる電話・来所・訪問による相談支援、イベント、講座やクラブ活動などの事業が実施されています。

また、北九州市の地元企業や農園経営者、寺住職、主婦など地域の様々な人で構成された民間のネットワークである「縁が輪ネットワーク」と連携して、学習支援や仕事経験、趣味活動の支援やボランティア体験なども実施しています。

<縁が輪ネットワーク>



<「すてっぷ」の様子>



入り口

相談部屋

フリースペース

出典:NPO法人 STEP 北九州

<http://www.step-kita.com>

取組事例

➤ フリースペース

「すてっぷ」では、ひきこもり状態にある人々が家庭以外で安心して過ごせる場所を提供するために、フリースペース事業を実施しており、社会参加に向けた支援を行っています。

幅広い世代を対象としたもののほか、40代以上向けの限定のフリースペースも開催されており、横のつながり作りや、就労に対する不安が強い方には段階的な就労体験を提供するなどしています。また、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして、オンラインでのフリースペースも開催しています。

➤ ギラヴァンツ オープンマインドプログラム(GOP)

2017(平成29)年、プロサッカーチーム「ギラヴァンツ北九州(Jリーグ)」と連携し、ひきこもりがちの方や不登校気味な方々を支援する事業として「ギラヴァンツ オープンマインドプログラム(以下、「GOP」)」を開始しました。本プログラムは、ひきこもりがちの方々を対象とし、スポーツを「観る、楽しむ(する)、支える」体験活動を通して参加者の心の扉を開き、社会活動への参画を促すプログラムです。上は60代から下は10代まで、幅広い年代の方が参加しています。

GOPは観戦体験、運動体験、ボランティア体験の3つのプログラムで構成されています。「観て楽しんで」・「体を温めて心を開き」・「ともに運営に参加する」という3ステップで、社会とのつながりを構築します。

<観戦体験の様子>



<運動体験の様子>



出典:ギラヴァンツ北九州 オフィシャルサイト「GOP(ギラヴァンツ オープンマインド プログラム)」

<https://www.giravanz.jp/club/gop.html>

出典:NPO 法人 STEP 北九州

「～心の扉を全開しよう!～ギラヴァンツ オープンマインドプログラム (GOP)について」

<http://www.step-kita.com/gop.htm>

(2)「家族教室」の開催

北九州市立精神保健福祉センターでは、同じ悩みをもつ家族同士が集い、ともに学び考えることで、家族の孤立感を和らげ、家族自身が安心して健康に過ごすことができるよう「家族教室」を開催しています。市内在住で、ひきこもり状態にある方(概ね18歳以上)の家族が対象です。2024(令和6)年度は、前期・後期それぞれ4回のプログラムがあり、各回講義のほか、参加者同士の分かちあいの時間が設けられています。

(3) 「生活状況に関する実態調査(ひきこもり等実態調査)」の実施

北九州市は、これまでのひきこもり支援に関する取り組みの評価や今後の支援のあり方を検討するために、支援対象となる方の実態やニーズを把握することが重要と捉え、2022(令和4)年に「生活状況に関する実態調査(ひきこもり等実態調査)」を実施しました。

<調査対象>

調査は15歳から64歳までの市民5,000人とその20歳以上の同居者。

<調査結果>

広義のひきこもり群^{*}に該当する方は46人。令和4年3月末時点の北九州市住民基本台帳による年齢別人口から、15歳から64歳における広義のひきこもり群を推計したところ、市全体で約12,400人となることが分かりました。

結果から見えた属性

- ・ 性別は男女ほぼ同数で、年齢は50歳以上が6割以上。
- ・ ひきこもり状態になってからの期間は「2年から3年未満」及び「5年から7年未満」が最も多いが、「2年未満」や「20年」、「30年以上」と長期にわたる者など様々。
- ・ ひきこもり状態になった年齢も、「40歳から44歳」や「55歳から59歳」が多いが、15歳から64歳まで全体的に分布し、ひきこもり状態となる年齢も様々である。
- ・ 主生計者は配偶者が30.4%、生活保護が17.4%であった。
- ・ 暮らし向きについては、約半数が苦しい(「やや苦しい」「たいへん苦しい」と回答した)。

※本調査における「広義のひきこもり群」の定義

内閣府調査に準じて定めており、「ふだんどのくらい外出しますか」の問いに、「趣味の用事のときだけ外出する」、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」のいずれかと回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した在宅者。

ただし、次の者を除く。

- ①「自由業・自営業を含め、現在、何らかの仕事をしていると回答した者」
- ②「身体的な病気がきっかけで現在の状態になったと回答した者」
- ③「現在の状況を専業主婦・主夫、家事手伝いと回答したか、現在の状況になったきっかけを妊娠、介護・看護、出産・育児と回答した者のうち、最近6か月間に家族以外の人とよく会話し、時々会話しと回答した者」。

出典:北九州市「生活状況に関する実態調査(ひきこもり等実態調査)」を実施しました(2022(令和4)年2月実施)
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/18100146.html>

4 宮城県仙台市

(1) ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」

仙台市では、ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」を設置し、ひきこもりの方やその家族への相談支援を実施しています。電話相談や面接相談、アウトリーチ(訪問支援)による相談のほか、居場所支援として、交流の機会を提供するフリースペースを運営しています。
また、家族を対象とした家族教室を開催しています。

<支援内容>

電話相談: 平日 10 時から 17 時まで(祝日、年末年始を除く)

面接相談: 要予約

訪問支援: 要予約

家族教室: 母親教室(月3回)、父親教室(月1回)

居場所支援: 平日 10 時から 17 時まで(祝日、年末年始を除く)

出典: 仙台市 ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」

<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/kurashi/kenkotofukushi/shogai/shien/shiencenter/howatto.html>

(2) 情報誌「こもれび」の発行

仙台市は、2023(令和5)年度より、ひきこもりの方のいる世帯への情報提供として、ひきこもりに関する体験談や、ひきこもり支援を行う団体などへの訪問記・体験記、健康維持に関する内容を掲載した情報誌「こもれび」を定期発行しています。

現在、創刊号から5号まで発行されており、30代から40代の当事者の体験談もそれぞれ掲載されています。



<「こもれび」創刊号>



このリンク先からバックナンバーがご覧いただけます。

出典: 仙台市 「ひきこもり支援の充実に向けて」

<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/voice.html>

(3) 「親なきあとと生活設計相談事業」の実施

仙台市は、ひきこもりや障害のある方の家族向けの支援として、将来的な経済面での不安や悩みを持つ家族からの相談に応じる「親なきあとと生活設計相談事業」を実施しています。

ファイナンシャルプランナーによる家計相談や親なきあとを見据えたマネーライフプラン作成に加え、ソーシャルワーカーによる相談を並行して行います。相談は随時受け付けています。

また、「親なきあと」を経済面から準備するために、市民センター等を会場に、ひきこもりや障害のある方の家族向け学習会(月1回)と個別の相談会(月2回)も実施しています。

<主な相談・悩み>

- ・ この子は今の家にこのまま住み続けることができるの？
- ・ ひきこもって働いていないけど、生活費はどうするの？
- ・ 普段は何も手伝いをしないけど、家事はどうするの？
- ・ 生活費や貯金はどうやって管理するの？
- ・ 1人で暮らしていくために親はお金をどのくらい、どのように残したらいいの？

出典：仙台市 「親なきあとと生活設計相談事業」
<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/sekkei.html>

(4) 中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業「おれんじ・すぺーす」の運営

仙台市は、ひきこもり状態にある中高年(主に40歳から64歳)の方を対象に、安心して社会ともう一度つながるためのきっかけづくりを目的とした少人数での交流機会や様々な支援プログラムを提供する、中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業の「おれんじ・すぺーす」を2020(令和2)年10月から運営しています。

<開設時間>

週4日(月曜、火曜、木曜、金曜)10時から15時まで
月曜・木曜：居場所プログラム 火曜・金曜：個別面談

<支援プログラム例>

- ・ 自由に趣味などをして過ごすことができる場の提供
- ・ ゆるやかな対人交流を目指したコミュニケーショントレーニング
- ・ ひきこもり経験がある人同士での苦労や体験の分かち合い など

出典：仙台市 中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業「おれんじ・すぺーす」
<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/documents/tyuukounenhikikomoriibasyo.html>

(5) オンライン居場所事業「ここにいるよ。」-kokoiru- の開設

仙台市は2024(令和6)年10月に、ひきこもり状態の方等向けのオンライン居場所「ここにいるよ。」-kokoiru- を開設しました。

本事業は、2023(令和5)年度に実施した「市民の生活状況に関する調査」において、

- ・仕事やさまざまなことに取り組みたいが、自分ではどうしたらよいか分からない
- ・相談機関を利用したことがない
- ・気軽に集まることが出来る場に参加することが必要

などの意見が当事者から出たことを受け、ひきこもり状態にある方や対面でのコミュニケーションに不安がある方またその家族を対象に実施されることになりました。

オンライン居場所では、参加者同士が実名や顔を出さず、自分自身の分身であるアバターを介して気軽に交流することができるよう、下記記載の<プログラム例>など様々なプログラムやスペースが設けられています。また、臨床心理士や公認心理師、社会福祉士とのオンライン個別相談にも応じています。

<「ここにいるよ。」-kokoiru-の操作画面>



<開設日>

毎月第1土曜日と第2・第3・第4水曜日

<プログラム例>

<p>一緒に食事をしながら会話を楽しむ時間。 他人の会話を聞きながら食事を楽しむ時間。</p> <p>一緒にランチ 一緒にディナー</p> 	<p>音楽でつながる。 唄でつながる。</p> <p>「あなたの声の表情や楽器演奏などを聴かせてください。」</p> <p>唄ごえカフェ</p> 	<p>あなたに興味はありますか？ ある方は語ってください。 ない方は今から作りませんか？</p> <p>趣味を語ろう会</p> 
<p>一つの作品を共に作り上げる喜びを。 達成感を味わう経験を。</p> <p>みんなでイラストタイム</p> 	<p>年代別など、いくつかのグループをご用意。</p> <p>お互いの悩みの共有や、情報交換、今後の目標が見つかるような空間を目指します。</p> <p>「けやきの会」</p> 	<p>『サポーター（講師）』との出会い。 対面支援へつながる一歩。</p> <p>「誰でも専門家。いずれあなたも専門家。」</p> <p>Link&Tie 「リンクあんどタイ」</p> 

出典：オンライン居場所ここにいるよ。([運営団体]共同事業体 ここにいるよ。)

<https://kokoiru.life/>

出典：仙台市 オンライン居場所「ここにいるよ。」-kokoiru-

<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/hikikomori-online.html>

出典：仙台市 オンライン居場所「ここにいるよ。」-kokoiru-チラシ

<https://www.city.sendai.jp/sesakukoho/gaiyo/shichoshitsu/kaiken/2024/10/documents/kokoirutirashi.pdf>

【参考・出典】

・厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(概要)」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000147786.pdf>

「2021(令和3)年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150350_00010.html

「2018(平成30)年度社会福祉推進事業 実施事業一覧」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00002.html

「2023(令和5)年度社会福祉推進事業 実施事業一覧」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00023.html

「生活困窮者自立支援制度」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

「生活困窮者自立支援法等の一部改正法関係 (2024(令和6)年)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_141308_00004.html

長期高齢化する社会的孤立者(ひきこもり者)への対応と予防のための「ひきこもり地域支援体制を促進する家族支援」の在り方に関する研究～地域包括センターにおける「8050」事例への対応に関する調査～報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525388.pdf>

「(令和3年度以前)ひきこもり支援事例」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001090147.pdf>

「(令和4年度)ひきこもり支援事例」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001090148.pdf>

第146回市町村職員を対象とするセミナー「市町村におけるひきこもり支援施策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212941_00013.html

第4回地域共生社会の在り方検討会議 資料(資料10「孤独・孤立対策について」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43966.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001309353.pdf>

「居場所づくりの実践事例集「ほっとタッチ」(総社市社会福祉協議会)」

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/example/okayama/>

「岡山県総社市におけるひきこもり支援について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000812172.pdf>

「2025(令和7)年度厚生労働省予算案の主要事項」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25syokanyosan/index.html>

・群馬県「群馬県ひきこもり支援センターのご案内」

<https://www.pref.gunma.jp/page/19855.html>

【概要版】「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/649958.pdf>

「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/649960.pdf>

・産経ニュース(2023(令和5)年7月3日)「ひきこもりは半年間以上から?『実態即さぬ』指摘で新指針策定へ」

<https://www.sankei.com/article/20230703-CDH2WZMDFNIOVLA5ZGOV22M3Q4/>

・内閣官房 第2回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム

「政策対話を踏まえたひきこもり状態にある方々などへの支援の方向性」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/suishin_platform/dai2/siryou1-6.pdf

・内閣府 「孤独・孤立対策(政府の取組)」

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi.html

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(孤独・孤立対策重点計画)

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html

・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業

内閣府 「こども・若者の意識と生活に関する調査(2022(令和4)年度)」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/r04/pdf-index.html>

・政府の統計窓口(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00100120&tstat=000001203620>

・特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 2023(令和5)年度 全国ひきこもり実態調査結果

<https://www.khj-h.com/news/investigation/9969/>

・社会福祉法人全国社会福祉協議会 「生活困窮者自立支援制度への対応」

<https://www.shakyo.or.jp/bunya/chiiki/seikatsu/index.html>

【参考・出典】

- ・横浜市 「2024(令和6)年度 健康福祉局運営方針・事業概要」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/unei/r06unei.html>
- ・横浜市 「ひきこもりの悩みをお話してみませんか？」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/kenko-iryō/kokoro/hikikomori/denwa.html>
- ・横浜市 ひきこもり相談専用ダイヤル案内チラシ(ひきこもりの悩みをお話してみませんか?)
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/ikusei/jiritsushien/soudan/soudan-c.files/0106_20220523.pdf
- ・横浜市 「横浜市子ども・若者実態調査 市民生活実態調査 報告書」
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/ikusei/kyogikai/chousa2022.files/0003_20230118.pdf
- ・岡山県総社市 「第一次総社市地域福祉計画」
https://www.city.soja.okayama.jp/s/fukushi/shogaisha/sien_keikaku/tiikihukukusikeikaku.html
- ・社会福祉法人総社市社会福祉協議会 「ひきこもりのこと」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/hikikomori.html>
「ほっとタッチ」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/pdf/20190807-ibasho.pdf>
「ほっとタッチぼえむ」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/pdf/20211001-ibasho.pdf>
「ほっとタッチの会」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/09hikikomori/pdf/202406-kazokukai-sch.pdf>
「2024(令和6)年度 ひきこもりサポーター養成講座」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/infomation/wp-content/uploads/2024/09/0903hikikomori.pdf>
「各基礎自治体における ひきこもり支援の概要」
<http://www.sojasyakyo.or.jp/infomation/wp-content/uploads/2019/10/hikikomori-20191001.pdf>
2015(平成 27)年度総社市における「ひきこもり」支援の取り組み報告書
<http://www.sojasyakyo.or.jp/wp-content/uploads/h27hokoku.pdf>
- ・全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじや
https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/kenshu/tashusai/documents/20190826_kaisai.pdf
- ・山口大学医学部 「SDS 支援システム開発講座」
<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/med/chair/sds/>
- ・NPO 法人ふらっとコミュニティ
<https://www.flatcommunity.net/>
- ・READYFOR 「ひきこもり支援の革命！『山根モデル』を宇部市から全国へ」
<https://readyfor.jp/projects/31939>
- ・NPO 法人 STEP 北九州(北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」)
<http://www.step-kita.com/>
「～心の扉を全開しよう！～ギラヴァンツ オープンマインドプログラム (GOP)について」
<http://www.step-kita.com/gop.htm>
- ・ギラヴァンツ北九州 オフィシャルサイト 「GOP(ギラヴァンツ オープンマインド プログラム)」
<https://www.giravanz.jp/club/gop.html>
- ・北九州市 「生活状況に関する実態調査(ひきこもり等実態調査)」を実施しました(2022(令和4)年2月実施)
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/18100146.html>
- ・北九州市 2024(令和6)年度「ひきこもり家族教室」を開催します
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_11769.html
- ・仙台市 ひきこもり地域支援センター「ほわっと・わたげ」
<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/kurashi/kenkotofukushi/shogai/shien/shiencenter/howatto.html>
- ・仙台市 「ひきこもり支援の充実に向けて」
<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/voice.html>
- ・仙台市 「親なきあと生活設計相談事業」
<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/sekkei.html>
- ・仙台市 中高年ひきこもり者向け居場所支援モデル事業「おれんじ・すぺーす」
<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryō/documents/tyuukounenhikikomoriibasyo.html>
- ・仙台市 オンライン居場所「ここにいるよ。」-kokoiru-
<https://www.city.sendai.jp/chiikisekatsushien/hikikomorionline.html>
- ・オンライン居場所ここにいるよ-kokoiru- (【運営団体】共同事業体 ここにいるよ。)
<https://kokoiru.life/>
- ・池上正樹「ルポ『8050 問題』高齢親子“ひきこもり死”の現場から」河出新書(2019)